

# 霧島山火山防災計画



湧水町

## 目次

### 第1節 防災環境

1. 霧島山火山の特徴 . . . . . 1
2. 予想される災害のシナリオ . . . . . 8

### 第2節 災害予防

1. 火山災害に強い地域づくり . . . . . 9
2. 住民の防災活動の促進 . . . . . 10
3. 住民の防災活動の環境整備 . . . . . 11
4. 霧島山周辺における観光客安全確保対策 . . . . . 12
5. 火山災害及び火山災害対策に関する研究及び観測等の推進 . . 13

### 第3節 災害応急対策

1. 火山情報・被害状況の収集、通報及び伝達 . . . . . 14
2. 活動体制の確立 . . . . . 20
3. 避難収容活動 . . . . . 21
4. 災害弱者への配慮 . . . . . 29
5. 緊急輸送活動 . . . . . 30
6. 応急仮設住宅等 . . . . . 30
7. 農林水産物の応急対策 . . . . . 31

## 第1節 防災環境

### 1. 霧島山火山の特徴

#### (1) 霧島山火山の概要

##### ①地形・地質の概要

霧島山火山は鹿児島県と宮崎県の県境にあり、標高1700mの韓国岳をはじめ、噴火活動が記録されている新燃岳や御鉢火山等20あまりの小規模火山が、およそ20km×30kmの北西-南東方向に伸びた楕円形をした地域に分布している。

霧島山火山に分布する火山は1回だけ活動をした単成火山、何回も活動を繰り返した複成火山が混在している。いずれの火山も安山岩質あるいは玄武岩質の溶岩や火山砕屑物からなっている。

##### ②気象条件

###### (ア) 風速

1995年の高層気象観測データ（観測点：鹿児島（鹿児島市東郡元町）から霧島山周辺上空（3000m～10,000m）での風向・風速を季節ごとにまとめると以下のとおりとなる。

風向：春季、秋・冬季の上層空は上空3000m～10,000mまではほとんどが西風である。

夏季は南西の風の頻度が高い。

高度による風向の差はほとんどない。

風速：冬季は偏西風の影響で上空10,000m付近では秒速80mを越えることがある。

夏季はどの高度でも秒速20mを越えることはあまりない。

###### (イ) 降水量

霧島山火山周辺では、梅雨時の6月から7月にかけて降水量が多く、月平均300mm以上の降水量が観測されている。一方、冬季の11月から2月までの間は、月平均100mm前後と降水量は少ない。（図1-1）

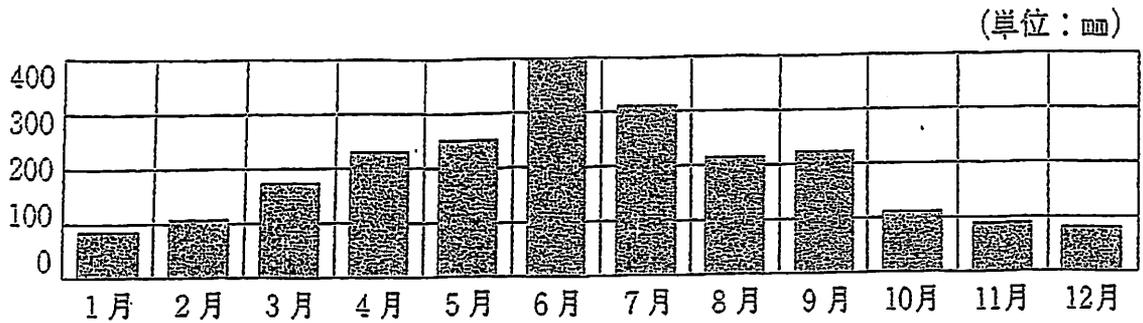


図1-1 霧島山周辺の降水量の平年値 (鹿児島地方気象台：1961～1990年)

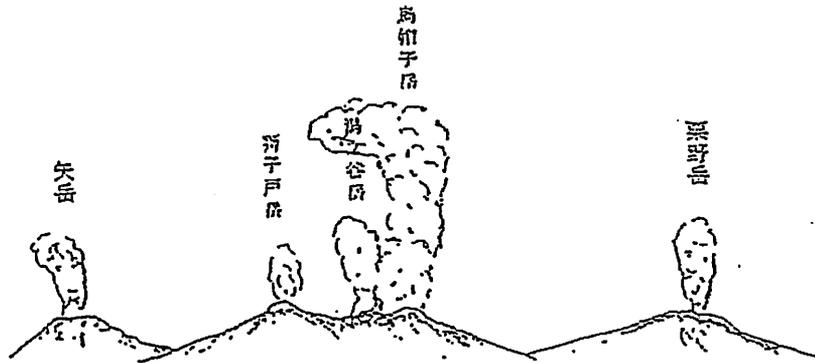
(2) 霧島山火山の活動史

① 霧島山火山の生い立ち

霧島山火山の活動は、約30万年前に発生した加久藤火砕流の噴出後に始まり、数万年の休止期を挟んで古期火山群及び新規火山群に区分されている。

(ア) 古期霧島山火山

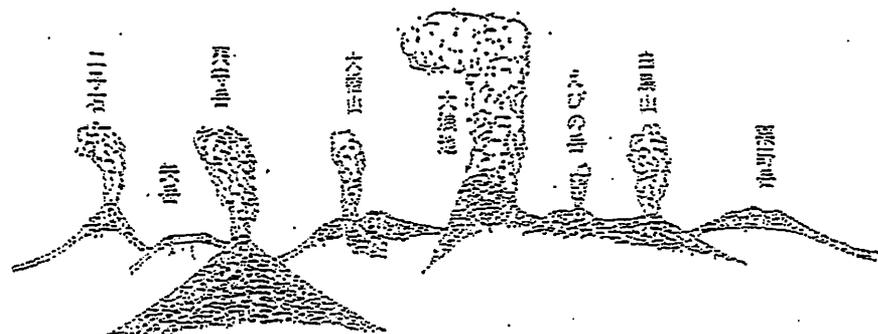
今からおよそ30万年前から15万年前に溶岩や火山灰などを噴出した。この時代には、烏帽子岳、栗野岳、湯之谷岳、獅子戸岳、矢岳、栗野岳南東の1046.9mの無名山が活動した。



(イ) 新期霧島山火山

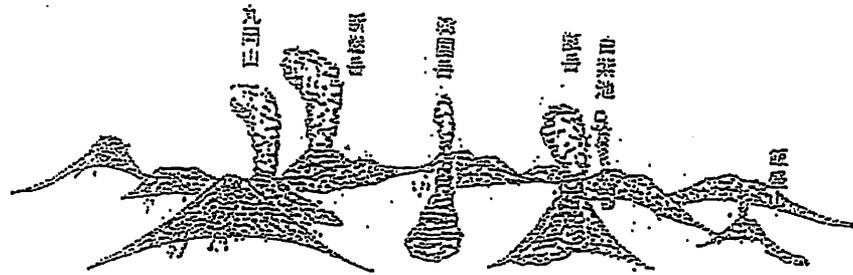
新期霧島山火山の噴火活動は約10万年前ころからはじまり、現在に至るまで断続的に続いている。

— 10万年前～2万5千年前 —



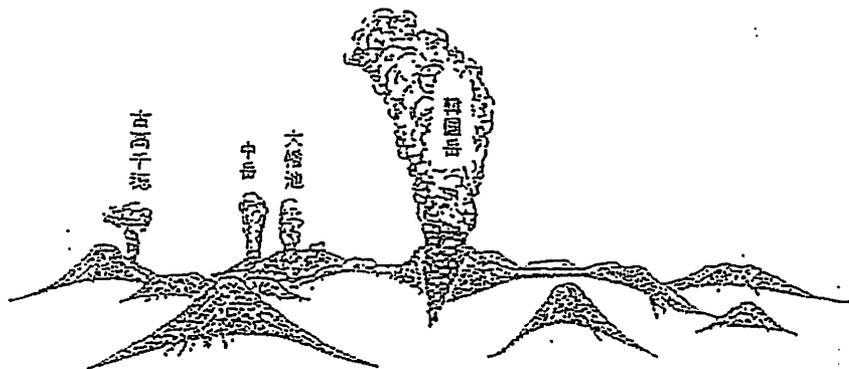
白鳥山，えびの岳，龍王岳，二子石，大浪池，夷守岳，大幡山などが噴火をし，3万5千年前には夷守岳で大規模な山体崩壊がおこった。

—2万5千年前～1万8千年前—



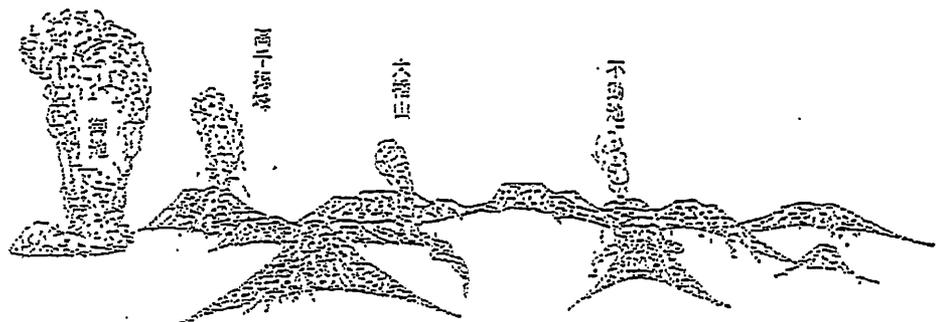
飯盛山，丸岡山，韓国岳，甑岳，新燃岳などの小型の成層火山が活動し，白紫池からは溶岩が流出した。

—1万8千年前～6千3百年前—



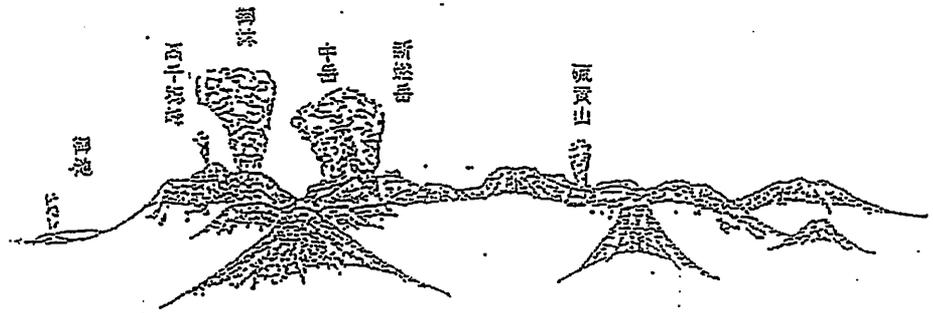
韓国岳が大噴火を起こし，中岳，大幡池でも噴火が始まった。また，1万年前頃から古高千穂が噴火を始めた。

—6千3百年前～3千年前—



6千3百年前から現在までの活動は霧島火山南東部に集中している。6千3百年前から3千年前に高千穂峰が成長を始め、不動池や大幡山からは溶岩を流出した。3千年前には霧島火山の南東で爆発的な噴火が起こり、御池ができた。

－ 3千年前～現在まで－



御鉢が活動を開始し中岳も溶岩を流出した。歴史時代には、御鉢と新燃岳が繰り返し噴火をしたほか、えびの高原で噴火がはじまり、硫黄山が誕生した。

(ウ) 歴史時代の活動

霧島山火山は、742年(天平14年)以来60回をこえる噴火の記録があり、寺社や人家の焼失や田畑の埋没、泥流による被害等が記載されている。

16世紀以前の記録には噴火地点の記録はないが、被害の範囲等から御鉢の噴火と考えられており、歴史時代の噴火のほとんどは新燃岳か御鉢で起きているといえる。この他、1768年にはえびの高原から噴火がはじまり硫黄山が形成された。図1-2には歴史時代の噴火記録を示す。また、表1-1には、霧島山火山で大きな被害の記録が残っている噴火の一覧を示す。

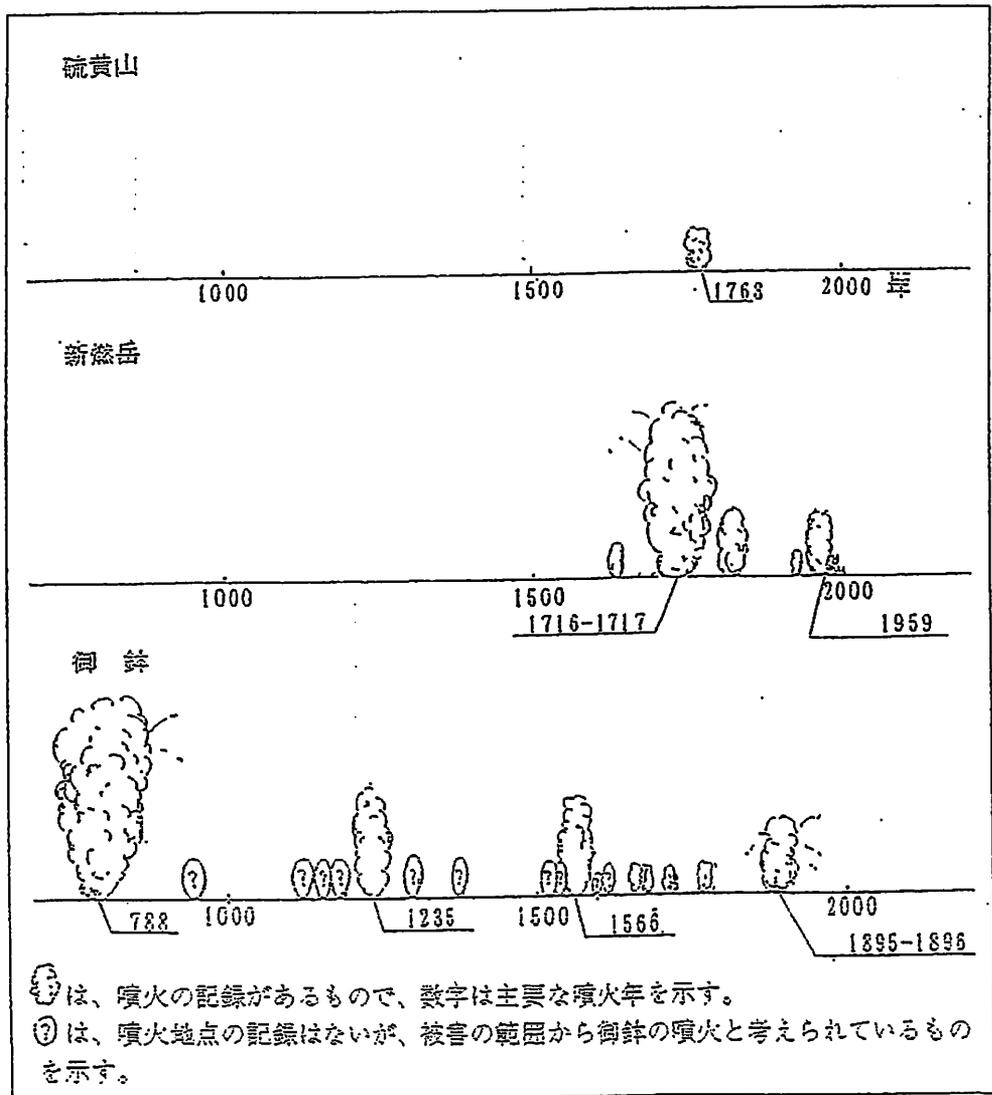


図1-2 霧島山火山における歴史時代の噴火記録

(平成7年度 霧島山火山噴火災害危険区域予測図作成業務報告書より)

●御鉢火山の噴火

御鉢には多くの噴火記録がある。788年には歴史時代で最大の噴火を行い火砕流や溶岩を流出した。高千穂河原にあった霧島神宮はこの噴火により焼失した。

また、明治13年から大正12年にかけての約43年間に噴火を繰り返し、火口から数kmの範囲に噴出岩塊を放出した。この時に放出された噴出岩塊は、現在も火口周辺で見ることができ、長径が2mを越す岩塊が登山道沿いに分布している。

なお、大正12年以降現在までは活動の記録はない。

●新燃岳の噴火

新燃岳は1637年以降6回の噴火が記録されている。1716年～1717年にかけては霧島道路に達するような火砕流を流出し、東側に大量の火山灰を降下させた。

また、噴火後の降雨によって土石流が発生している。最近では、2011年（平成23年）に噴火をし、周辺の農作物に大きな被害を出した。

●硫黄山の噴火

1768年に韓国岳の北西から溶岩が流出し、硫黄山が形成された。

表1-1 霧島山火山で大きな被害の記録が残っている噴火

| 発生年         | 発生場所 | 火山活動の状況          | 災害状況                          |
|-------------|------|------------------|-------------------------------|
| 788         | 御鉢   | 溶岩流、火砕流<br>降下火砕物 | 霧島神宮焼失                        |
| 1235        | 御鉢   | 噴火               | 社寺什宝等焼失                       |
| 1566        | 御鉢   | 噴火               | 死者多数                          |
| 1637        | 新燃岳  | 噴火               | 寺院焼失                          |
| 1706        | 御鉢   | 噴火               | 神社等焼失                         |
| 1716～1717   | 新燃岳  | 火砕流・泥流<br>降下火砕物  | 死傷者60名以上<br>寺社、家屋焼失<br>農作物に被害 |
| 1771～1772   | 新燃岳  | 噴石・降灰・火砕流・泥流     | 田畑を埋没                         |
| 1895（明治28年） | 御鉢   | 噴石・降下火砕物         | 噴石による死者4名<br>災害発生             |
| 1896（明治29年） | 御鉢   | 噴火               | 登山者1名死亡                       |
| 1900（明治33年） | 御鉢   | 噴火               | 死者2名                          |
| 1923（大正12年） | 御鉢   | 噴火               | 死者1名                          |
| 1959（昭和34年） | 新燃岳  | 水蒸気爆発（降下火砕物）     | 森林、農作物等に被害                    |
| 2011（平成23年） | 新燃岳  | 噴石・降灰            | 田畑を埋没                         |

(3) 観測体制

霧島山火山は火山噴火予知計画において、特に重点的に観測研究を行なうべき火山（国内で13火山）に指定され、気象庁により常時観測が実施されている。

また、東京大学霧島火山観測所では地震観測を主体とした火山観測の他、電気抵抗構造の調査、光波測量等を行なっている。

表1-2 常時観測施設一覧表

|           | 地震<br>観測点 | 地磁気<br>観測点 | 空振<br>観測点 | GPS<br>観測点 | 傾斜<br>観測点 | 伸縮<br>観測点 | 望遠<br>監視点 |
|-----------|-----------|------------|-----------|------------|-----------|-----------|-----------|
| 気象庁       | 4点        |            | 2点        | 6点         | 2点        |           | 1点        |
| 東京大学地震研究所 | 5点        | 7点         | 1点        | 2点         |           |           |           |
| 京都大学防災研究所 | 4点        |            |           | 1点         | 1点        | 1点        |           |

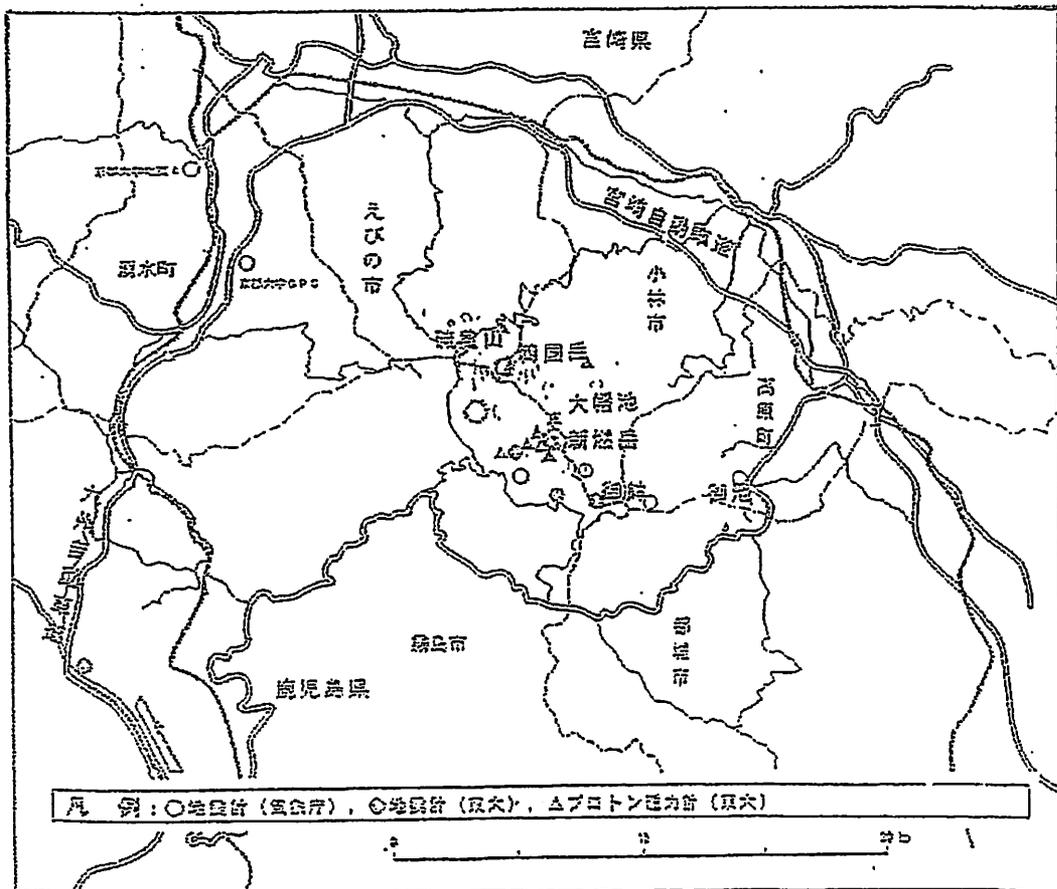


図1-3 火山観測施設位置図（平成17年4月1日現在）

## 第2節 災害予防

### 1. 火山災害に強い地域づくり

霧島山火山及びその周辺地域は、生活の場であると同時に火山災害の危険区域でもある。

住民が安心して快適な生活が営めるよう、霧島山火山噴火災害危険区域予測図の成果を踏まえ、中・長期的に「人づくり」「組織づくり」「情報ネットワークづくり」及び施設整備を行って火山災害に強い地域づくりを推進する。

霧島山火山周辺地域で広範囲にわたる自然環境の保全や、広域の社会資本の被害を最小限に食い止め、中でも広域的ネットワークに係わる交通通信機能について整備充実を期し、火山災害に強い諸施策を推進しようとするものである。

#### (1) 広域火山災害対策の推進

町は砂防施設等防災に関する諸施設を広域的に整備することや災害に強いまちづくりに関する総合的な計画を策定し、これに基づき計画的・一体的な災害に強い地域づくりを推進する。

#### (2) 警戒避難体制の強化・拡充

##### ①危険地域想定地区

危険地域と想定される地区（噴出岩塊危険地区、溶岩流・火砕流危険地区、火山ガスの噴出地帯、土石流・泥流危険地区）内は今後開発整備を抑制するか、やむをえず施設整備の必要がある場合には、これら危険性の高い地区であることを十分念頭に入れた上で整備するなど指導、誘導を行う。

##### ②警戒避難対策

地震計、ガス探知機等の噴火の予知や警戒避難対策に必要な機器の整備を図るとともに、霧島山火山の動向を観測かつ研究している各研究機関とのネットワーク化を図り、情報の交換とともに、噴火の危険性を早く住民に知らせる体制づくりを推進する。

#### (3) 避難道路の整備

町は、緊急の避難が可能な道路の整備に努める。既存道路の県道・小林えびの高原牧園線、九州自動車道、宮崎自動車道及び国道221号、国道223号、国道268号等を活用し、常日頃から道路改良、のり面や擁壁の点検に努めるとともに、道路上に堆積した火山灰等、障害物を速やかに除去できる体制の整備を図り、避難道路として整備をすすめる。

#### (4) 避難舎・避難壕の整備

町は、火山防災マップに基づき噴石の落下が予想される地区において、集落付近や避難道路沿いの適所に避難舎や避難壕を整備するよう努めるものとする。

## 2. 住民の防災活動の促進

霧島山火山周辺の住民が防災思想と正しい知識を身につけ、災害時には住民が協力しあって被害の軽減にあたらなければならない。

### (1) 防災思想の普及・徹底

「自らの身の安全は、自ら守る」のが防災の基本であり、住民はその自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。また、災害時には、近隣の負傷者、災害弱者及び観光客を助け、避難所の運営に協力し、あるいは県、町の各機関・団体等が行っている防災活動に協力するなど、防災活動へ寄与することが求められる。

このため町は、自主防災思想の普及、徹底を図るものとする。

### (2) 防災知識の普及・訓練

#### ① 防災知識の普及

町は、防災週間や防災関連行事等を通じ住民等に対し、霧島山火山防災マップを示しながらその危険性を周知させるとともに防災知識の普及、啓発を図るものとする。

- 家庭等での予防、安全対策
  - ・ 2～3日分の食料、飲料水、非常持出品の準備等
  - ・ 家庭内の連絡体制の確保
- 火山災害発生時にとるべき行動  
様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中など）での対応
- 避難経路等の確保  
1次集合場所、避難所、避難経路、避難所での行動等

#### ② 火山災害時の行動マニュアル等の普及啓発

町は、「霧島山火山防災マップ」等を活用して防災知識の普及啓発に努めるものとする。

#### ③ 防災教育

学校等の教育機関においては、防災に関する教育の充実に努めるものとする。

#### ④ 普及方法

防災知識の普及にあたっては、報道機関等の協力を得るとともに、ビデオ、掲示板等を活用するものとする。

#### ⑤ イベント等の開催

町は、防災週間、土砂災害防止月間等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、火山災害や二次災害防止に関する総合的な知識の普及に努める

⑥観光客等一時的滞在者への防災知識の普及

町は、住民と同様に観光客等一時的滞在者への防災知識の普及に努める。具体的には、主な観光拠点及び主な宿泊施設に「霧島山火山防災マップ」を掲示するよう努める。

(3) 防災訓練の実施, 指導

①町は、積極的に防災訓練を実施するものとする。

②地域、職場、学校等においてきめ細かい防災訓練を実施するよう指導し、住民の火山災害発生時の避難行動等の習熟を図るものとする。また、必要に応じ登山者等への防災知識の啓発にも配慮するよう努めるものとする。

(4) 防災知識の普及, 訓練における災害弱者への配慮

防災知識の普及, 訓練の実施にあたっては、高齢者、障害者、外国人、観光客、乳幼児等災害弱者に充分配慮し、地域において災害弱者を支援する体制が整備されるように努めるものとする。

3. 住民の防災活動の環境整備

(1) 消防団の活性化の促進

町は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設・装備の充実、青年層・女性層の団員への参加促進等消防団の活性化を推進し、その育成を図るものとする。

(2) 自主防災組織の育成強化

噴火その他の災害の発生に際しては、迅速・的確な防災活動や避難活動だけでなく、地域住民が自分達で守るという連帯意識と互いの協力が必要である。このため、地域住民の自発的な防災組織の育成を図ることにより住民の自衛体制の確立を促進するものとする。

(3) 防災ボランティア活動の環境整備

町は、県、近隣市町、社会福祉協議会等やボランティア団体との連携を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう相互のボランティア組織の交流を図るなど、その活動環境の整備を図るものとする。その際、平常時の登録、研修制度、災害時におけるボランティア活動の調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保等について検討するものとする。

(4) 民間事業所・団体による防災の促進

①民間事業所・団体による防災活動の推進

地元企業は、災害時の民間事業所・団体の果たす役割（従業員、顧客の安全、経済活動

の維持、地域住民への貢献)を十分に認識し、各民間事業所・団体において災害時行動マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練等を実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。特に、宿泊施設や交通機関の管理者等は観光客の安全を確保するよう万全を期するものとする。

## ②町の支援

町は、民間事業所・団体の防災意識の高揚を図るとともに、施設防災マニュアルの作成の検討、実施を図るものとする。

## (5) 避難の安全確保

### ①避難所の徹底

町は、あらかじめ避難所を広報や標識等で指示しておく。また、気象条件、噴火活動状況に応じて避難所等が変更になる場合は、広報車等で知らせる体制を整備する。

### ②輸送手段の確保

#### (ア) 自動車による輸送

災害応急対策実施機関及び公共的団体等の所有する車両に対して事前届出制を推進する。また、災害時には、町をはじめ公共団体の車両等が不足することが予想されるため、あらかじめ隣接町、県(営業用のみ)又は営業者(運送業者、トラック協会)と協定を締結し、その協定に基づいて車両等の応援要請を行うものとし、日頃から連携を図っておく。

#### (イ) 航空機による輸送

一般交通途絶等に伴い緊急に航空機による輸送が必要な場合を想定し、町は、県に対して自衛隊の災害派遣要請及び消防組織法に基づく「広域航空消防応援」による応援要請手続き等について、日頃から連携を図り、整備しておく。

#### (ウ) 避難路の安全確保

誘導施設、指示標識の事前設置に努めるものとする。

#### (エ) 照明設備等の整備

降灰時や夜間における避難、防災関係機関の活動に備え、照明設備や音声による誘導設備を必要箇所に設置する。

## 4. 霧島山周辺における観光客安全確保対策

(1) 町は霧島山火山の危険要因を登山口や道に案内板を設置や宿泊施設において周知する等の措置を行う。

(2) 火山活動が活発化した際には、規制段階にのっとって登山を規制する。

## 5. 火山災害及び火山災害対策に関する研究及び観測等の推進

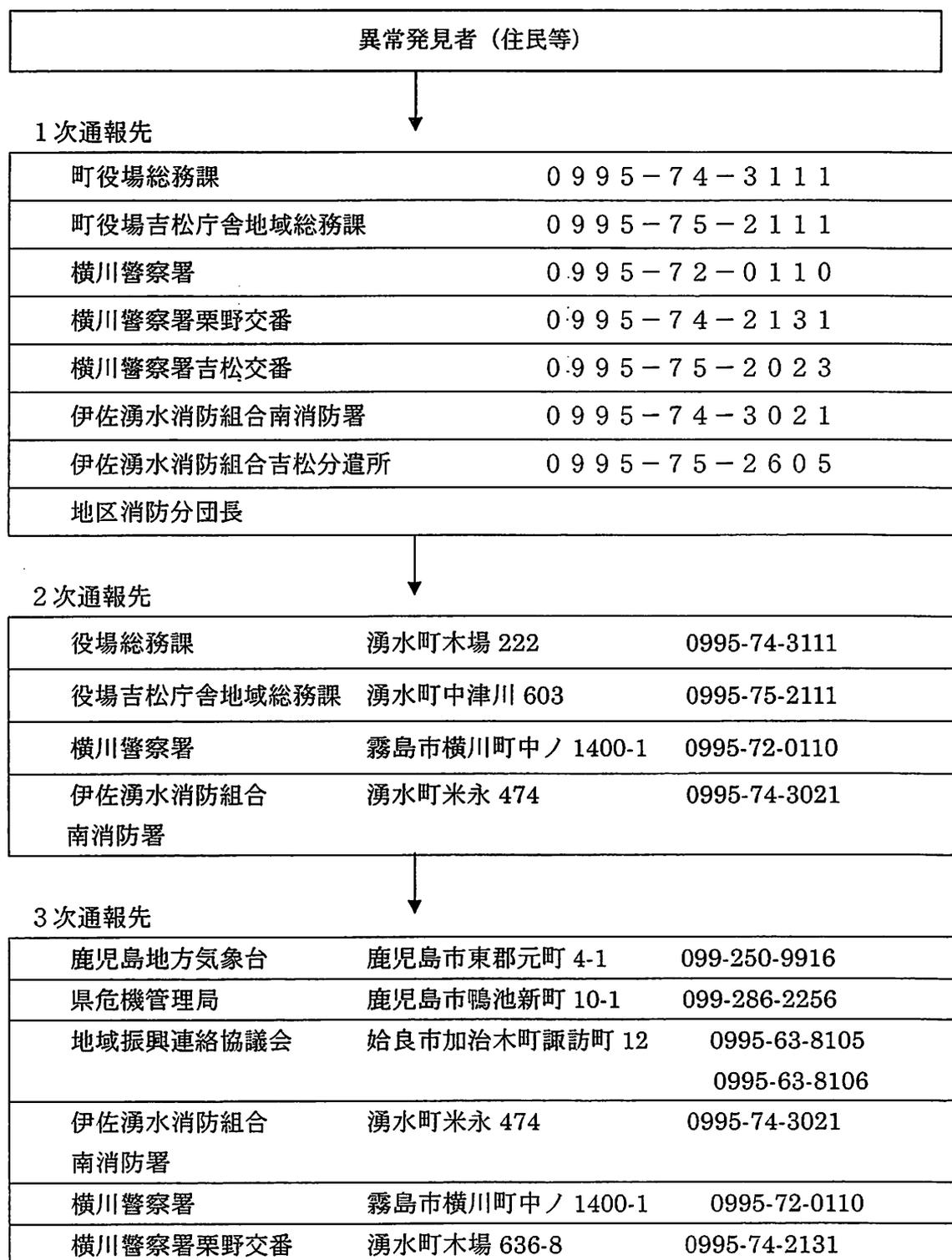
火山噴火による災害を軽減するためには、平常から火山の監視に努め、いち早く噴火の前兆現象を把握することが重要である。そのために町は、火山観測及び研究体制の充実等が図られるように県及び国の関係省庁機関等に要請する。

### 第3節 災害応急対策

#### 1. 火山情報・被害状況の収集、通報及び伝達

住民等が噴火前兆現象と思われる異常を発見した場合、町及び関係機関は情報の通報を実施する。

町の通報系統は図3-1のとおりである。



|           |                |              |
|-----------|----------------|--------------|
| 霧島総合支所総務課 | 霧島市霧島田口 8-4    | 0995-57-1111 |
| 牧園総合支所総務課 | 霧島市牧園町宿窪田 2647 | 0995-76-1111 |

図 3 - 1 通報系統

(1) 住民等による伝達及び通報

①異常現象の通報事項

通報すべき噴火前兆現象と思われる異常現象は、次のとおりとする。なお、住民からの通報は異常現象の内容が不明確となる場合があるが、発生場所（発見現場）については、正確な情報を把握するように努める。

- (ア) 顕著な地形の変化
  - 山・がけ等の崩壊
  - 地割れ
  - 土地の隆起・沈降等
- (イ) 噴気・噴煙の異常
  - 噴気口・火口の拡大、位置の移動・新たな発生等
  - 噴気・噴煙の量の増減
  - 噴気・噴煙の色・臭気・温度・昇華物等の異常
- (ウ) 湧泉の異常
  - 新しい湧泉の発見
  - 既存湧泉の枯渇
  - 湧泉の量・成分・臭気・濁度の異常等
- (エ) 顕著な地温の上昇
  - 新しい地熱地帯の発見
  - 地熱地帯の拡大・移動
  - 地熱による草木の立ち枯れ等
  - 動物の挙動異常
- (オ) 湖沼・河川の異常
  - 水量・濁度・臭・色・温度の異常
  - 軽石・死魚の浮上
  - 泡の発生
- (カ) 有感地震の発生及び群発
- (キ) 鳴動の発生



(3) 気象台による火山情報の発表と伝達及び通報

①火山情報の種類

噴火警戒レベル（レベル1 ～ レベル5）「表3-4」

②火山情報の通報先及び通報の方法

鹿児島地方気象台は、噴火警戒レベルを発表したとき、次の関係機関に伝達して一般へ周知を行う。

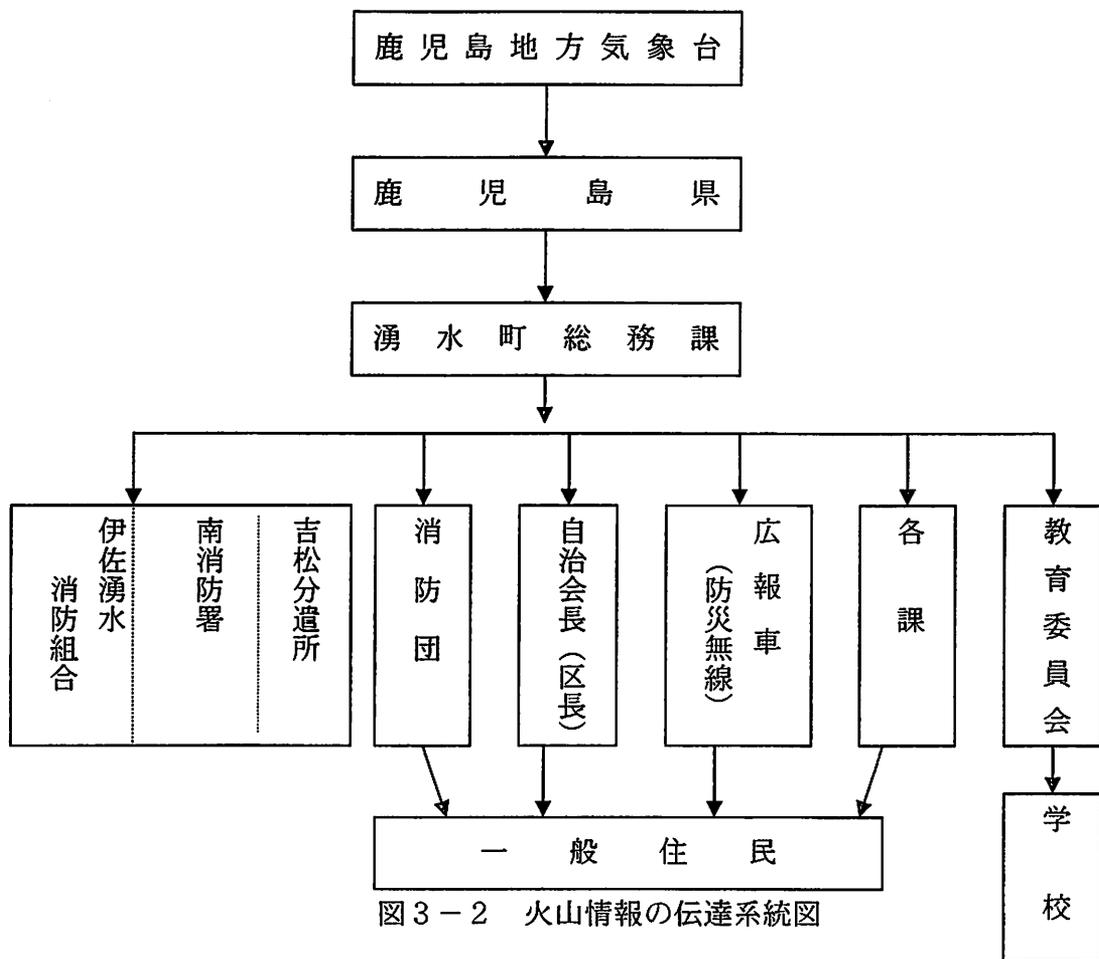
- |                           |
|---------------------------|
| (ア) 関係地方公共団体の関係           |
| (イ) 関係警察機関                |
| (ウ) 報道機関                  |
| (エ) その他鹿児島地方気象台長が必要と認める機関 |

なお、関係地方公共団体等への伝達先及び伝達方法は、次のとおりである。

表3-1 鹿児島地方気象台長の伝達する関係地方公共団体等

| 伝 達 先           | 伝達の方法     | 適 用   |
|-----------------|-----------|-------|
| 湧 水 町 総 務 課     | 一般加入電話FAX | 緊急時優先 |
| 鹿児島県警察本部（警備課）   | ”         |       |
| 第十管区海上保安本部（救護課） | ”         |       |
| 海上自衛隊第1航空群      | ”         |       |
| 鹿児島国道工事事務所      | 同報ファックス   |       |

#### (4) 火山情報の伝達系統



#### (5) 通信手段の確保

##### ①通信手段の種類

降下火砕物、地震その他の現象により被災地内の一般加入電話及び警察電話が使用不能となった場合、次のような通信手段を用いる。

##### (ア) 現有無線網

一般加入電話が使用不能となった場合、次に示す無線通信施設を利用することができる。

- a. 消防無線電話
- b. 警察無線電話
- c. 防災行政無線電話
- d. 鹿児島地区非常無線通信協議会

##### (イ) 孤立防止用無線 (TZ-60)

一般加入電話と通話できる無線電話で、町役場、学校、NTT営業所等に設置されている通信の方法は次のように行う。

- 災害対策関係機関の加入電話から通信する場合“102番”ダイヤルし「非常」の旨を告げ、相手の孤立化防止無線機と通信する。
- 孤立化防止無線機から通話する場合は、送受信機をはずし、「非常」の旨を告げ、相手の局名、電話番号を連絡して相手の加入電話と通話する。

表3-2 孤立防止用無線機配備現況

| 交換台                            | 基地局     | 端末局設置場所 | 出番号    | 所在地   |
|--------------------------------|---------|---------|--------|-------|
| NTT<br>鹿児島支店<br>(情報案内<br>センター) | 大口無線中継所 | 湧水町役場   | 89-570 | 湧水町   |
|                                | 牟礼岡第一   | 牧園総合支所  | 89-048 | 霧島市牧園 |
|                                |         | 高千穂小学校  | 89-057 |       |
|                                |         | 吉松庁舎    | 89-049 | 湧水町   |
|                                |         | 霧島総合支所  | 89-050 | 霧島市霧島 |
|                                |         | 牟礼岡公民館  | 89-054 | 鹿児島市  |
|                                |         | えびの真幸支所 | 89-093 | えびの市  |

②移動無線局の配置

(ア)無線車及び携帯無線機の配置

一般加入電話、警察専用電話による通信が途絶した時は、警察無線車、携帯無線機及び消防無線車を配置し、被災地内から警察本部と消防本部間の通信系統を確保する。

A 警察本部無線通信系

| 地区    | 無線車 | 携帯無線機 |
|-------|-----|-------|
| 横川警察署 | 4台  | 20台   |
| 霧島警察署 | 10台 | 37台   |

B 無線系

現有する防災行政無線等を適宜編成して使用する。

③自衛隊による通信

無線車等による通信に支障がある場合は、自衛隊の災害派遣を要請して、被災地内との通信を確保する。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>○ 通信隊の派遣</li><li>○ 連絡隊の派遣</li></ul> |
|---|

#### ④アマチュア無線の活用

有線が途絶し、災害対策上必要が生じた場合、アマチュア無線の協力を依頼する。

## 2. 活動体制の確立

### (1) 町における活動体制

町は、火山噴火に伴う災害に対応するために、県の対策に対応して湧水町地域防災計画に基づく災害警戒本部及び災害対策本部を設置する。町における参集・配備基準を表3-3に示す。

### (2) 霧島山火山噴火災害対策連絡会議の開催等

県は、必要に応じて関係町及び関係各機関によって構成される「霧島山火山噴火災害対策連絡会議」を開催し、鹿児島地方気象台や東京大学地震研究所霧島火山観測所の情報及び火山噴火災害危険区域予測図に基づいた検討協議を行う。(巻末参照)

同連絡協議会は町に対し、その検討結果に基づく助言・勧告を行う。

(各課：栗野庁舎)

- ・総務課 ・財政課 ・企画課 ・税務課 ・商工観光課 ・福祉課 ・住民課 ・農林課
- ・保健衛生課 ・都市計画課 ・建設課 ・会計課 ・水道課 ・農業委員会・くりの図書館

(各課：吉松庁舎)

- ・地域総務課 ・住民福祉課 ・農林土木課 ・議会事務局 ・水道課 ・農業委員会
- ・教育委員会管理課 ・生涯学習課

### (3) 自衛隊の災害派遣

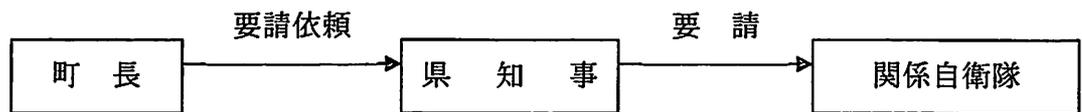
霧島山火山の噴火に際して、人命の救助又は財産の保護のため急を要し、地元警察、消防団等では対処できない場合、自衛隊の災害派遣を要請する。

#### ①災害派遣要請の要領

##### (ア) 災害派遣の手順

災害派遣要請の手順は、次のように実施する。

- A 町長は、自衛隊の災害派遣要請の必要を認めた場合、自衛隊災害派遣依頼書(様式)に必要事項を記入し、知事に依頼する。
- B ただし、災害に際し、通信の途絶等により町長が知事に対する災害派遣要請に係る要求ができない場合、町長から直接要請を行うことができる。
- C 知事は、町から派遣の依頼があった場合、または自ら必要と判断した場合、関係自衛隊に派遣を要請する。



(イ) 連絡方法

派遣要請または要請依頼にあたっては、電話（非常電話）、防災行政無線、その他迅速な方法で行い、事後速やかに文章を提出する。

②災害派遣要請時の明示事項

町長、知事等が自衛隊の災害派遣要請または要請依頼を行う場合、次に示す事項を明示する。

- 災害時の状況及び派遣を要請する事由
- 派遣を必要とする機関
- 派遣を希望する区域及び活動内容
- その他参考事項（現地における対策実施機関及び対策の内容等）

③自衛隊法の改正に伴う自発的出動と手順

要請を受けて行う災害派遣を補完する例外的な措置として、例えば大規模な火山災害が発生した場合の情報収集のための部隊等の派遣、通信の途絶等により都道府県庁等と連絡が不可能である場合における人命救助のための部隊等の派遣等、火山による災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで部隊等を派遣することができる。

3. 避難収容活動

(1) 避難勧告等の発令

町長は、火山噴火災害危険区域予測図などを活用し、霧島山火山噴火災害対策連絡会議（第3節2.（2）参照）をはじめとする関係機関の助言に基づき、火山噴火により住民の生命、身体等に危険があると判断された場合には必要に応じて警戒区域の設定、避難勧告等を行うとともに、安全に避難者輸送を実施するなど、迅速かつ円滑な警戒避難対策をとるものとする。

町長は、状況に応じて「登山注意」から「避難指示」までの5段階の措置の発令を行う。それぞれの規制段階は次の通りである。

## (2) その他の避難

なお、上記の避難発令基準以外に噴火の状況によって次の場合が予想される。

町長は、このような状況に対応した適切な措置を講じておくこととする。

①住民等の自主判断により、勧告・指示より早く避難所に集まった時火山活動状況の詳細な説明を行う。

避難継続の支援（寝具，食料等）を講じる

②夜間，悪天候，鳴動，地震，降灰等による避難が遅れる時，集結地に集合した者の点呼を行い，避難が遅れている者の確認を行う。

## (3) 避難の実施

### ①警戒区域の設定・避難勧告等

町長は、火山噴火災害危険区域予測図等を活用し、火山噴火災害対策連絡会議の助言等に基づき、火山噴火により住民の生命、身体等に危険がある場合には必要に応じて警戒区域の設定、避難勧告等を行うとともに、警戒区域外へ避難するよう適切な避難、安全な避難者輸送を実施するなど、迅速かつ円滑な警戒避難対策をとるものとする。

#### ○警戒区域の設定

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入を制限し、もしくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

### ②町の実施する避難措置

#### (ア) 避難勧告等の発令

町長は、本計画に定めた基準に従って避難勧告を発令する。

#### (イ) その他の避難

噴火の状況によっては、避難勧告等の実施基準以外に次の場合が予想される。

町長は、このような状況に対応した適切な措置を講じておくこととする。

- 勧告・指示により早く避難する時（住民による事前避難）  
住民等の自主判断により、避難所に集まってしまった場合
- 避難が遅れる場合  
夜間，悪天候，鳴動，地震，降灰による暗やみ等による障害

#### (ウ) 警察官，海上保安官及び自衛官の行う避難措置

##### A 警察官又は海上保安官による避難のための立退きの指示

警察官又は海上保安官は、町長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき又は町長から要求があったときは、必要と認める地域の居住

者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを支持することができる。

**B 警察官による避難の措置（警職法第4条による）**

警察官は、前記 a の避難の指示のほか、警職法第4条の規定により、極めて危険な状況が切迫するなど特別な状況下においては、被害を受ける者に対し避難の措置をとることができる。

**C 警察官又は海上保安官による警戒区域の設定**

警察官又は海上保安官は、町もしくははその委任を受けて町長の職権を行う町の吏員が現場にいないとき、又は、これらの者から要求があったときは、警戒区域の設定を行うことができる。

**D 自衛官の行う避難措置**

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、町長もしくははその委任を受けて町長の職権を行う町の吏員、警察官又は海上保安官がその場にはいない場合に限り、警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限・禁止及び退去命令を行うことができる。

**(4) 避難指示等の伝達**

**①伝達の方法**

避難指示等の伝達は、図3-3の要領により住民へ周知がもっとも迅速で確実かつ効果的な方法で実施するものとし、おおむね次の方法による。

- 防災行政無線による伝達
- 伝達組織を通じ、口頭及び拡声器により伝達
- 広報車（消防車等）による伝達
- サイレン及び警鐘を用いた防災信号による伝達
- 放送機関に要請し、テレビ・ラジオによる伝達
- 有線放送、電話、航空機その他の方法による伝達

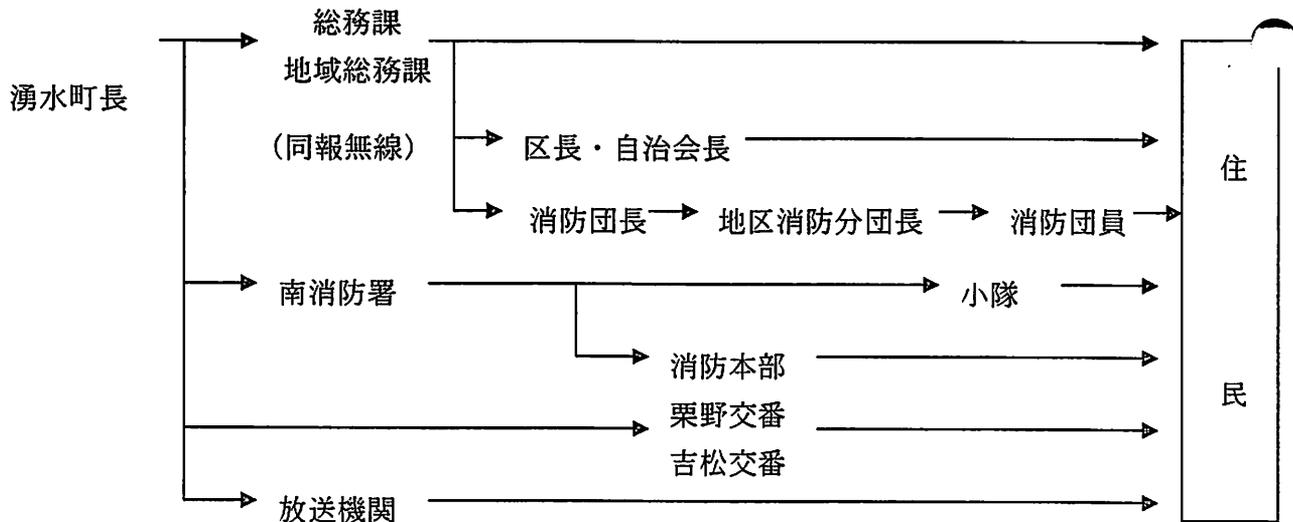


図3-3 避難指示等の伝達系統

## ②伝達の内容

- 避難先とその場所
- 避難経路
- 避難の理由
- その他の注意事項

## ③報告・通報

町長は、避難指示等を行った場合は、直ちに県知事に報告する。

県知事は、町長から報告を受けた場合、関係機関及び放送機関にその旨を通知する。

## (5) 避難の要領

避難先は霧島山火山防災マップ等で指定された危険区域外の安全な避難場所とする。

### ①避難者の誘導方法

#### (ア) 避難実施基準

避難実施基準の3つの段階に対応した避難誘導方法、避難手段については次のとおりである。

#### A 「避難準備」段階の避難

事前避難は「避難準備」段階に入った場合、また町長が必要と認めた場合に実施し、また、住民等の判断による自主的避難もこれに含まれ、避難誘導は行わない。

#### B 「避難勧告」段階の避難

(a) 避難にあたっては、地域の避難誘導責任者（消防分団長）は、誘導員を指導連携して住民の避難誘導を実施する。

(b) 避難所が比較的遠距離の場合は、避難のため集合場所を定め、あらかじめ用意した借用バス等に乗車させ、できるだけ集団で避難するようにする。

(c) 避難に際しては、避難もれのないよう巡視、広報を強化する。

#### c. 「避難指示」段階における避難

避難要領は、「避難勧告」を段階に準ずる。残留希望者についても強く指示して避難させるものとする。

### ②避難経路

図3-4に示す流れで避難を行う。なお、噴火の状況に応じて避難経路、避難所の変更や航空機（ヘリコプター等）の使用等を行う。

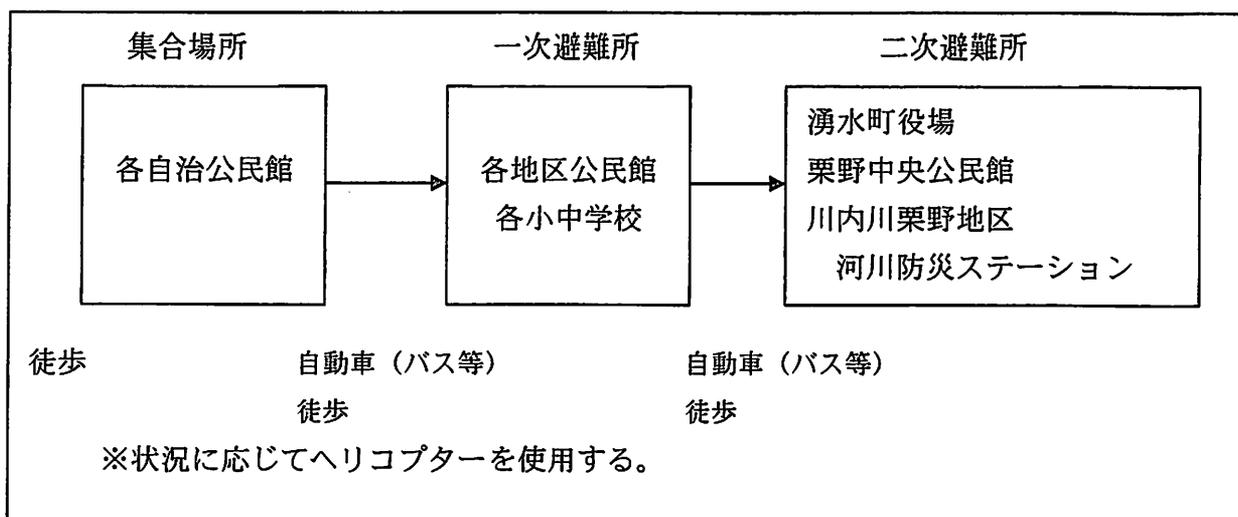


図 3 - 4 避難経路

### ③避難者誘導に当たっての留意手順

- 避難所への避難経路をかねてより決めておき、住民及び観光客、登山者への周知徹底をはかる。
- 避難経路を定めるに当たり、周辺の状況を検討し、噴火に伴う2次災害（がけ崩れ、地すべり、土石流等）の発生のおそれのある場所は、できるだけさけるようにする。
- 避難所が、比較的遠く、避難に危険が伴う場合等は、避難のための集合場所、避難誘導責任者を定め、できるだけ集団で避難するようにする。
- 避難経路の危険箇所には、標識表示、なわ張等をするとか、避難誘導員（消防団員）を配置するようにする。
- 誘導に際しては、できるだけロープ等の資機材を利用し、安全をはかるようにする。

### ④避難誘導責任者

町の避難誘導責任者は、地区ごとの消防分団（消防分団長）とする。

### ⑤避難順位及び携帯品等の制限

#### （ア）避難順位

- 災害弱者
- 災害の危険性のある地区の人々

(イ) 携帯品の制限

|                                    |                               |                                 |
|------------------------------------|-------------------------------|---------------------------------|
| <input type="checkbox"/> ラジオ       | <input type="checkbox"/> 常用薬  | <input type="checkbox"/> 懐中電灯   |
| <input type="checkbox"/> ヘルメット（頭巾） | <input type="checkbox"/> かえ下着 | <input type="checkbox"/> 迷子札    |
| <input type="checkbox"/> マスク       | <input type="checkbox"/> タオル  | <input type="checkbox"/> 貴重品    |
| <input type="checkbox"/> カッパ（傘）    | <input type="checkbox"/> 防塵眼鏡 | <input type="checkbox"/> 携帯電話など |

⑥避難状況の把握・報告

- |  |
|--|
| <input type="checkbox"/> 避難収容完了までの状況把握 |
| <input type="checkbox"/> 避難収容後の状況把握・報告 |

(6) 学校における避難の実施

町は、児童・生徒の避難措置については、秩序が乱れて混乱することのないよう、管理者が特に避難対策について、常に検討し安全な方法を考慮しておく。

①在校時の小中学校の児童生徒の避難対策

(ア) 避難の指示等の徹底

- A 教育長の避難の指示等は、町長の指示により行うほか、安全性を考慮して早期に実施する。
- B 教育長は、災害種別、災害発生の時期等を考慮し危険が迫っている学校から順次避難指示を行う。
- C 教育長は、災害種別、程度を速やかに校長に通報し、必要な避難措置を取らせる。
- D 校長は、教育長の指示のもとに、又は緊急を要する場合は臨時に、児童生徒を安全な場所に避難させる。
- E 児童生徒の避難順位は、低学年、疾病、身体障害者等を優先して行う。
- F 避難が比較的長期にわたると判断されるときは、避難勧告の段階において児童生徒をその保護者のもとに誘導し、引き渡す。
- G 学校が町地域防災計画等に定める避難所に指定されている場合等で、児童生徒の保護者が学校に避難してきた場合は、児童生徒をその保護者に引き渡す。
- H 児童生徒が学校の管理外にある場合には、教育長は状況を判断して臨時休校の措置を講ずるものとする。

(イ) 避難所の確保

教育長は、町地域防災計画に登載された災害種別、程度に応じた各学校ごとの避難所を選定し、避難させる。

(7) 避難所

①避難所の開設

町長は、必要に応じ避難所を開設し、また状況によりあらかじめ指定された施設以外の施設についても、火山災害及びその二次災害の危険性に配慮しつつ管理者の同意を得て避

難所として開設する。

避難誘導責任者は、集合時間を定めて所定の集合場所に住民を集め、あらかじめ用意した車両等に乗車させ、避難所まで輸送する。

表 3 - 5 避難所

| 施設名称          | 所在地       | 電話・FAX番号          |
|---------------|-----------|-------------------|
| 湧水町役場（栗野庁舎）   | 木場 222    | TEL. 0995-74-3111 |
| 栗小体育館         | 木場 878    | TEL. 0995-74-2004 |
| 栗中体育館         | 木場 790    | TEL. 0995-74-2023 |
| 轟小体育館         | 恒次 1043-1 | TEL. 0995-74-2718 |
| 幸田コミュニティーセンター | 幸田 1767-2 |                   |
| 上場体育館         | 木場 4115-1 | TEL. 0995-74-2712 |
| 青少年自立自興館      | 木場 1062-2 | TEL. 0995-74-2917 |
| 北方コミュニティーセンター | 北方 2981-1 | TEL. 0995-74-4173 |
| 彦崎公民館         | 北方 1800-6 | TEL. 0995-74-5116 |
| 田尾原集落センター     | 田尾原 97-1  | TEL. 0995-74-2936 |
| 稲葉崎集会所        | 稲葉崎 322-1 |                   |
| 稲葉崎下集会所       | 稲葉崎       |                   |
| 広田集落センター      | 広田自治会     |                   |
| 二渡公民館         | 二渡自治会     |                   |
| 上村公民館         | 上村自治会     |                   |
| 植村集落センター      | 植村自治会     |                   |
| 御前野集落センター     | 御前野自治会    |                   |
| 大牟礼西公民館       | 大牟礼西自治会   |                   |
| 大牟礼東公民館       | 大牟礼東自治会   |                   |
| 幸田頭公民館        | 幸田頭自治会    |                   |
| 松本公民館         | 松本自治会     |                   |
| 幸田南公民館        | 幸田南自治会    |                   |
| 川西南公民館        | 川南西自治会    |                   |
| 大王集落センター      | 大王自治会     |                   |
| 竹迫集会所         | 竹迫自治会     |                   |
| 会田公民館         | 会田自治会     |                   |
| 坂元公民館         | 坂元自治会     |                   |
| 下坂元公民館        | 下坂元自治会    |                   |
| 馬場迫公民館        | 馬場迫自治会    |                   |
| 別府公民館         | 別府自治会     |                   |
| 水窪公民館         | 水窪自治会     |                   |

|                  |             |                   |
|------------------|-------------|-------------------|
| 上場地区農業構造改善センター   | 木場 4118-1   | TEL. 0995-74-2925 |
| 佃公民館             | 佃自治会        |                   |
| 老竹地区コミュニティーセンター  | 木場 5354     | TEL. 0995-74-2914 |
| 竹田集会所            | 竹田自治会       |                   |
| 長谷林業集落センター       | 木場 2390-5   |                   |
| 轟地区トレーニングセンター    | 恒次 1682     | TEL. 0995-74-4860 |
| 佃地区農業構造改善センター    | 佃自治会        | TEL. 0995-74-2925 |
| 栗野岳ログハウス         | 木場 6340-9   |                   |
| 北方堂ノ上公民館         | 北方 348      |                   |
| 北方上郡公民館          | 北方 61-1     |                   |
| 北方真中馬場集落センター     | 北方 2269-9   |                   |
| 北方中郡前公民館         | 北方 2221-1   |                   |
| 北方中郡後公民館         | 北方 2209-5   |                   |
| 吉松小学校            | 中津川 476     |                   |
| 吉松中学校            | 川西 2137-7   |                   |
| 吉松幼稚園            | 中津川 476     |                   |
| 吉松保健センター         | 中津川 603     |                   |
| 吉松商工会            | 中津川 546-1   |                   |
| 吉松中央公民館          | 川西 845-1    |                   |
| 吉松防災センター         | 川西 923-2    |                   |
| 鶴丸地区生活改善センター     | 鶴丸 589-1    |                   |
| 上場地区コミュニティー供用施設  | 中津川 1733-16 |                   |
| 吉松高齢者コミュニティーセンター | 中津川 472-1   |                   |
| 川添地区生活改善センター     | 川添 957-2    |                   |
| 永山地区集会所          | 川西 2688-1   |                   |
| 下川西地区コミュニティー供用施設 | 川西 1501-10  |                   |
| 般若寺地区生活改善センター    | 般若寺 301-2   |                   |
| 県営住宅集会所施設        | 川西 762-2    |                   |
| 柳丸集会所            | 川西 8115     |                   |
| 加治屋地区集会所         | 川西 913-2    |                   |
| 麓公民館             | 中津川 1244-1  |                   |
| 下川添集出荷施設         | 川添 1850-1   |                   |
| 四ツ枝前公民館          | 川西 1058-5   |                   |
| 四ツ枝後公民館          | 川西 741-5    |                   |
| 中野公民館            | 川西 312-2    |                   |
| 山下公民館            | 般若寺 1449    |                   |
| 吉松体育館            | 中津川 607     |                   |

## ②避難所の運営管理

町長はあらかじめ避難所の収容班長（学校長等の施設管理者）を定めておき、各避難所の適切な運営管理を行う。この際、収容班長は次の点に留意し、万全な対処を行う。

- 情報の伝達、食料、水の配布
- 清掃等については避難者自身が担当を決め、自主的になされるよう指導、指示し、状況に応じて住民や自主防災組織、又は他の近隣市町に対し協力を求める。
- 避難所ごとに、そこに収容されている避難者に係わる情報の早期把握に努める。
- 避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努める。
- 避難者のプライバシーの確保に配慮する。
- 避難者の健全な住生活を早期に確保するため、避難所の早期解消に努めることを基本とする。

## (8) 避難勧告・指示の解除

町長は、「霧島山火山噴火災害対策連絡会議」の検討結果を参考に、地域住民の生活と安全を十分に考慮した上で決定するものとする。

- 火山活動の沈静化の確認
- 生活物資の確保
- 情報伝達手段の確認
- 緊急脱出手段の確保

## 4. 災害弱者への配慮

高齢者、幼児、病人、心身障害者、観光客、外国人等いわゆる災害弱者の避難等については、以下の点に留意して優先して行う。

### (1) 避難誘導

①町長は、日ごろから災害弱者の掌握に努めるとともに、避難指示の伝達方法及び誘導方法について、事前に定めておく。

②特に自力で避難できない者に対しては、地域ぐるみで災害弱者の安全確保を図るため、自治会の協力を得るなどして事前に避難誘導方法を確立しておく。

### (2) 避難所

①避難所での生活環境、応急仮設住宅への収容に当っては高齢者、障害者等災害弱者に十分配慮すること。

②特に高齢者、障害者の避難所での健康状態の把握、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。

③災害弱者に向けた情報の提供については十分配慮するものとする。

## 5. 緊急輸送活動

救助、救急、医療、消火活動を迅速に行うために、また、被害の拡大防止や避難者に緊急物資を供給するために、交通を確保し緊急輸送を行う。

### (1) 輸送拠点

町内各地への物資等を効率的に輸送するための中継物流施設として次の施設を物資の輸送拠点とする。

表3-6 町の輸送拠点

| 施設の名称             | 所在地   |
|-------------------|-------|
| 川内川栗野<br>防災ステーション | 湧水町木場 |

### (2) 集積場所

災害時において調達した物資等や他縣市からの援助物資を受け入れ、保管し、さらに各地域へ配布するための仕分け等を行うため、次の施設を物資の集積場所とする。

表3-7 町の集積場所

| 施設の名称             | 所在地   |
|-------------------|-------|
| 川内川栗野<br>防災ステーション | 湧水町木場 |

## 6. 応急仮設住宅等

### (1) 応急仮設住宅の提供

被災者に対する応急仮設住宅の建設は、町長が行う。(災害救助適用時における知事から委任された場合を含む。)ただし建設にあたっては、二次災害に十分配慮するものとする。

また、被災者の入居に係わる事務を行い、その円滑な入居の促進に努めるものとする。

### (2) 応急仮設住宅に必要な資機材の調達

応急仮設住宅の建設に必要な資機材の調達は、概ね町内の関係業者から調達するが、調達が不能の場合は知事に対し、調達の斡旋を要請するものとする。

## 7. 農林水産物の応急対策

噴火に伴う降灰のため被害を受けた農産物、林産物、水産物及び家畜の応急対策については、県及び町は次の措置を講じ被害の防止軽減を図るものとする。

### (1) 農産物応急対策

噴火に伴う降灰のため汚染された土壌の改良、病害虫の防除、資材植苗の確保、資金対策の措置を講じ、農産物被害の軽減を図るものとする。

### (2) 家畜応急対策

噴火に伴う降灰にため汚染された飼料の不足分の確保、家畜の防疫対策、資金対策等のほか、牛乳の搾乳、肉畜の運搬と殺等流通対策の措置を講じ、家畜被害の防止軽減を図るものとする。

### (3) 林産物応急対策

噴火に伴う降灰のため被害を受けた幼令木、林産物等の対策及び資金対策等を講じ、林産物被害の防止軽減を図るものとする。

### (4) 水産物応急対策

噴火に伴う降灰のため被害を受けた養魚対策として、養殖用種苗及び飼料の確保、河川漁業の資源回復、資金対策等の措置を講じ、水産物被害の防止軽減に努めるものとする。

「別表」

霧島山火山噴火災害対策連絡会議の構成及び連絡表

| 機 関 名             | 主 管 課     | 電 話              |
|-------------------|-----------|------------------|
| 鹿 児 島 県           | 危 機 管 理 局 | 099-286-2256 (直) |
| 鹿 児 島 県 警 察 本 部   | 警 備 課     | 099-206-0110 (代) |
| 鹿 児 島 地 方 気 象 台   | 観 測 課     | 099-250-9916 (代) |
| 東京大学地震研究所火山観測所    |           | 0984-33-1186     |
| 鹿 児 島 大 学         | 理 学 部     | 099-254-7141     |
| 第十管区海上保安本部        | 救 難 課     | 099-250-9800 (代) |
| 陸上自衛隊第12普通科連隊     | 第 3 科     | 0995-46-0350 (代) |
| 海上自衛隊第1航空群        | 当 直 室     | 0994-43-3111 (代) |
| 日本赤十字社鹿児島県支部      | 事 業 課     | 099-252-0600 (代) |
| 九州運輸局鹿児島海運支局      | 監 理 課     | 099-222-5660 (代) |
| 鹿 児 島 食 糧 事 務 所   | 業 務 課     | 099-222-0121 (代) |
| N T T 鹿 児 島 支 店   | 災 害 対 策 課 | 099-258-8376 (代) |
| 九州電力鹿児島支店         | 電 力 課     | 099-253-1111 (代) |
| 湧 水 町             | 総 務 課     | 0995-74-3111 (代) |
| 湧 水 町 吉 松 庁 舎     | 地 域 総 務 課 | 0995-75-2111 (代) |
| 霧 島 市 牧 園 総 合 支 所 | 総 務 課     | 0995-76-1111 (代) |
| 霧 島 市 霧 島 総 合 支 所 | 総 務 課     | 0995-57-1111 (代) |
| 伊 佐 湧 水 消 防 組 合   |           | 0995-22-0119 (代) |
| 霧 島 市 消 防 局       |           | 0995-64-0119 (代) |

表3-3 湧水町における参集・配備基準

| 体制                 |      | 参集基準   | 活動内容  |
|--------------------|------|--|---|
| 平時                 |      | —  | —   |
| 情報連絡体制<br>(第1配備)   |      | 噴火警戒レベル3が発表されたとき、又は、噴火に係わる前兆現象(異常現象)が発生し、噴火その他の災害が発生することが予想されるとき   | 噴火前兆現象を迅速かつ的確に把握するため、関係機関との情報連絡に努める                           |
| 災害警戒本部体制<br>(第2配備) |      | 噴火警戒レベル3が発表され、噴火に係わる前兆現象(異常現象)が顕著になり、噴火その他の災害が発生することが予想されるとき       | 災害警戒本部を設置し、事前に指定した各課を中心に関係機関の協力を得て、災害情報の収集、応急対策等防災対策の一層の確立を図る |
| 災害対策本部体制           | 第3配備 | 噴火警戒レベル3が発表され、噴火により比較的軽微な災害が発生し、又は発生することが予想されるときで、災害対策本部長が必要と認める場合 | 災害対策本部を設置し、災害の規模・程度に応じて町の全組織をあげて、各種災害応急対策を実施する                |
|                    | 第4配備 | 噴火警戒レベル4が発表され、噴火により相当の被害が発生し、又は発生することが予想されるときで本部長が必要と認める場合         |   |
|                    | 第5配備 | 噴火警戒レベル5が発表され、噴火により相当の被害が発生し、又は発生することが予想されるときで本部長が必要と認める場合         |   |

注) 各課の配備基準については、地域防災計画の配備区分に準ずる。

表3-4 噴火警戒レベル表

| レベル  | 火山活動の状況   | 住民の行動  | 登山者・入山者への対応                             |
|------|---|--|---|
| レベル5 | 居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。                          | 危険な居住地域からの避難等が必要(状況に応じて対象地域や方法等を判断)。                 |   |
| レベル4 | 居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まってきている)。                    | 警戒が必要な居住地域での避難の準備、災害時要援護者の避難等が必要(状況に応じて対象地域や方法等を判断)。 |   |
| レベル3 | 居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。 | 通常の生活。(今後の火山活動の推移に注意。入山規制)。状況に応じて災害時要援護者の避難準備等。      | 登山禁止・入山規制等、危険な地域への立入規制等(状況に応じて規制範囲を判断)。 |
| レベル2 | 火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。        | 通常の生活。   | 火口周辺への立入規制等(状況に応じて火口周辺の規制範囲を判断)。        |
| レベル1 | 火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)    | 通常の生活。   | 特になし(状況に応じて火口内への立入規制等)。                 |